

(案)

北環審収第 1 号
平成28年 1月 日

北本市長 現王園 孝昭 様

北本市環境審議会
会長 堂本 泰章

「第二次北本市環境基本計画」策定について（答申）

平成27年4月17日付け〔北市く発第2005号〕で諮問のあった標記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

答 申

本市は、平成20年3月に環境基本計画を改訂してから7年が経過しました。年次報告書によりますと、各施策において環境行政の推進が図られ成果も見られますが、緑化の推進や野生生物の保護など一部で進捗の遅いものも見られます。

こうしたなか、昨年パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、京都議定書に続く新たな温暖化対策の枠組み「パリ協定」が採択され、世界全体の気候変動（温暖化）対策を継続的に強化する方向が明確に示されました。気候変動による被害が世界に広がるなかで、参加した196カ国すべてが団結して取り組んでいく姿勢を示したことには、大きな意義があります。

このように、私たちを取り巻く環境は、刻々と変化しており、環境問題はますます複雑化するとともに広範囲に及びます。そのため、市の責務はより大きく、環境行政においてもこれまでの取り組みの継続的な実施に加え、近年の変化に対応した柔軟かつ積極的な展開が求められているものと考えます。

また、近年人口減少が顕著となる社会情勢のなかで、持続可能な地域づくりを推進していくためには、行政だけではなく、市民、事業者、民間団体のそれぞれが役割を理解し活動していくことが不可欠であり、協働で施策を推進していく仕組みづくりが最重要と考えます。

このようなことを踏まえ、当審議会では、諮問された第二次北本市環境基本計画案について慎重に議論を重ねた結果、妥当であると判断します。

なお、今後の計画の推進にあたって、以下のとおり審議会の意見、要望等を提言します。

- 1 本計画の推進を図るため、取り組み状況を含めて様々な手法・手段を講じて情報発信すること。
- 2 本計画の主旨に鑑み、市民、事業者、民間団体との協働によるプロジェクトを推進すること。
- 3 市の環境行政を統括する専任の人員を配置するとともに、予算の確保を行い、環境行政の一層の推進を図ること。
- 4 取り組みについて
 - (1) 雑木林・緑 いきいきプロジェクト
緑の基本計画と連携し、雑木林に代表される豊かな自然を後世に残すため、保全対策に努められること。
 - (2) ごみ減量・4R もったいないプロジェクト
一般廃棄物処理基本計画と連携し、一層進んだ4Rの取り組みとごみの適正処理の推進に努め、市民へ啓発していくこと。
 - (3) 省エネ・創エネ エコライフプロジェクト
地球温暖化対策実行計画と連携し、エコライフの推進に努めるとともに、市域全体の温室効果ガスの削減に向けて低炭素型社会の実現に努めること。
 - (4) きたもと環境の環プロジェクト
環境保全等を進める市、市民、事業者、民間団体による「(仮称) きたもと環境ネット」の設立、支援に努めること。